

役員報酬及び費用弁償規程

【目的】

第1条 この規定は、社会福祉法人みぎわ福社会（以下「法人」という）の役員の報酬及び費用弁償について規定するものである。

【定義】

第2条 この規程において役員等とは、理事、評議員、監事のことをいい、必要に応じて設置する委員会もこの範囲とする。

【会計処理の基準】

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

【役員報酬】

第4条 役員等が、その職務のため会議へ参加したときは、次のとおり報酬を支給する。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 役員 | 日額2,000円 |
| (2) 監事・監査業務を行った場合 | 日額2,500円 |
| (3) 評議員及び必要に応じて設置する委員会 | 日額2,000円 |

【役員報酬の支払い】

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

【費用弁償】

第6条 役員が第4条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 費用弁償は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

改訂：平成19年4月1日

平成25年4月1日

平成29年6月3日